

法改正に伴う児童扶養手当の所得限度額の引き上げ等について

令和6年11月1日から児童扶養手当法の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額を引き上げる。

1 所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全部を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」がある。今回の法改正により、全部支給および一部支給の判断基準となる所得限度額を表のとおり引き上げる。

例えば、お子様1人の場合、全部支給については160万円から190万円に、一部支給については365万円から385万円に引き上げる。(収入ベースによる算定)

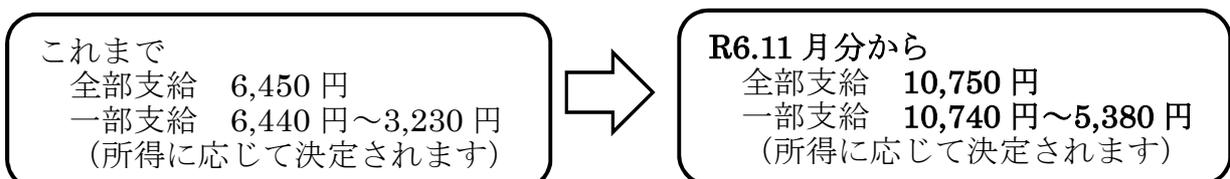
全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)					一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			
扶養する 児童の数	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	これまで	R6.11月から	これまで	R6.11月から	これまで	R6.11月から	これまで	R6.11月から
0人	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

※令和6年11月分(令和7年1月支給)から適用

※今回の改正に伴い「ひとり親家庭等医療費助成」の所得限度額も同様に変更となる。
 (令和7年1月の医療証更新時の所得判定から適用)

2 第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額となる。



※令和6年11月分(令和7年1月支給)から適用

3 区民への周知

区ホームページ、広報紙へ掲載し、申請手続きの周知を図る。

また、令和6年度児童育成手当認定者、令和6年度児童育成手当認定の見込みがある方へ申請案内を送付する。

4 スケジュール

令和6年10月初旬

区ホームページ、広報紙へ掲載。

令和6年度児童育成手当認定者、児童育成手当認定の見込みがある方へ申請案内を送付。

申請受付開始。

令和7年1月上旬

児童扶養手当、変更後支給開始。